## レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱 新旧対照表



| 合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第 4 号。以下「業務方法書実施細則」という。）様式第2 8～32号（本通知の別添 $1 \sim 5$ ）の各相談区分別の対面助言申込書の，表題の「申込書」の文字を「日程調整依頼書」に，備考欄の下 の「上記により対面助言を申し込みます。」を「上記により対面助言の日程調整を依頼します。」に修正し，必要事項を記入した上で，持参，郵送，電子メール又はファクシミリで審査マネジ メント部審査マネジメント課に提出してください。 <br> また，備考欄に，対面助言の実施を希望する日（午前又は午後）及び希望しない日（午前又は午後）を可能な限り記載して ください。 | 合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第 4 号。以下「業務方法書実施細則」という。）様式第2 8～32号（本通知の別添 $1 \sim 5$ ）の各相談区分別の対面助言申込書の，表題の「申込書」の文字を「日程調整依頼書」に，備考欄の下 の「上記により対面助言を申し込みます。」を「上記により対面助言の日程調整を依頼します。」に修正し，必要事項を記入した上で，持参，郵送又はファクシミリで審査マネジメント部審査 マネジメント課に提出してください。 <br> また，備考欄に，対面助言の実施を希望する日（午前又は午後）及び希望しない日（午前又は午後）を可能な限り記載して ください。 |
| :---: | :---: |
| （申込先） <br> 〒 $100-0013$ 東京都千代田区霞が関3－3－2 新霞が関ビル独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課 <br> メールアドレス yakujisenryaku＠pmda．go．jp $\text { ファクシミリ } 03-3506-9443$ <br> （以下略） | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課 $\text { ファクシミリ } 03-3506-9443$ <br> （以下略） |
| （3）相談手数料等とその低額要件適用に係る申請 <br> 1）相談手数料とその低額要件 <br> 相談手数料は，以下のとおりです。なお，再生医療等製品等 の品質及び安全性に係る相談については，同一の品目を対象と するものであって，治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で，複数日にわたって相談を行うことがあります（相談の実施ごとに対面助言申込書の提出が必要です。）。この場合，大学•研究機関又は別に定める要件を満たすべンチャー企業に該当する場合 に限り，相談手数料は1相談分の手数料額となります（別に定 める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあって | （3）相談手数料等とその低額要件適用に係る申請 <br> 1）相談手数料とその低額要件 <br> 相談手数料は，以下のとおりです。なお，再生医療等製品等 の品質及び安全性に係る相談については，同一の品目を対象と するものであって，治験計画の届出を行ら前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で，複数日に渡って相談を行う場合であっても， 1 相談分の手数料とな ります。ただし，再生医療等製品等に関する相談のうち，治験 プロトコール等品質及び安全性以外に係る相談を併せて相談 する場合には，相談区分に応じた手数料を別途納付いただくこ とになります。この場合，品質及び安全性に係る相談に引き続 |



| （1）資料の種類 <br> CD又はDVDにて電子ファイルを提出してください。 <br> なお，必要に応じて，別途紙に印刷した資料の提出をお願 いすることがあります。 <br> （2）資料の提出期限 <br> 原則として下記日時までに提出してください。なお，提出 された電子媒体は，原則として機構において廃棄します。 | （1）資料の提出部数 <br> $\underline{20 \text { 部 }}$ <br> （2）資料の提出期限 <br> 原則として下記日時までに提出してください。なお，資料部数の変更が必要な場合は，機構の担当者より提出部数を連絡します。また，資料については，電子媒体の提出をお願い することがあります。なお，提出された資料は，原則として機構において廃棄しますが，返却を希望する場合は，資料提出の際に申し出てください。 |
| :---: | :---: |
| 医薬品戦略相談 対面助言予定日の 5 週間前の週 <br> 再生医療等製品戦略相談 の第 1 勤務日午後 3 時まで（必 <br> 再生医療等製品等の品質及び <br> 安全性に係る相談 着） | 医薬品戦略相談  <br> 再生医療等製品戦略相談 対面助言予定日の 5 週間前の週 <br> 再生医療等製品等の品質及び <br> の安全性に係る相談 1 勤務日午後 3 時まで  |
| 医療機器戦略相談 対面助言予定日の 3 週間前の週 <br> の第 1 勤務日午後 3 時まで（必 <br> 着） | 医療機器戦略相談 対面助言予定日の 3 週間前の週 <br> の第 1 勤務日午後 3 時まで |
| ※ただし，年末年始等が含まれる場合には，期限を上記より早い機構が指定する日とします（年間予定は，機構ウェブサイトの「対面助言実施予定（RS戦略相談）」を参照してください）。 <br> （7）対面助言の資料に盛り込む内容 <br> 開発コンセプトを含め，事前面談において機構の担当者が推奨した資料のまとめ方に従って作成してください。また，平成24年3月2日薬機発第 0302070 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知「独立行政法人医薬品医 | （7）対面助言の資料に盛り込む内容 <br> 開発コンセプトを含め，事前面談において機構の担当者が推奨した資料のまとめ方に従って作成してください。また，平成 2 4年3月2日薬機発第 O 3 O 2 0 7 0 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知「独立行政法人医薬品医 |


| 療機器総合機構が行う対面助言，証明確認調査等の実施要綱等について」の（別添1）の「8．対面助言の資料に盛り込む内容」，（別添8）の「8．相談資料に盛り込む内容」又は（別添 1 3）の「3．各相談において必要な資料について」のう ち，相談内容に該当する項等も参考に資料を作成してくださ い。 <br> （以下略） | 療機器総合機構が行う対面助言，証明確認調査等の実施要綱等について」の（別添 1 ）の「 8 。対面助言の資料に盛り込む内容」あるいは（別添 5 ）の「8．相談資料に盛り込む内容」 のうち，相談事項に該当する項等も参考に資料を作成してく ださい。 <br> （以下略） |
| :---: | :---: |
| （8）対面助言の実施 <br> （1）（略） <br> （2）医薬品戦略相談，再生医療等製品戦略相談及び再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談については，相談内容 に対する機構の見解を，対面助言の前に文書で提示しま す。相談者と機構が合意した場合には，書面による助言で終了し，面談を行わない場合があります。 $\text { (3) } \sim \underline{(7)} \text { (略) }$ | （8）対面助言の実施 <br> （1）（略） <br> （新 規） <br> （2）～（略） |
| （9）対面助言記録の伝達 <br> 対面助言の実施後（書面による助言で終了した場合も含 む。），機構において記録を作成し相談者に内容を確認してい ただいた上，相談者に送付します。 | （9）対面助言記録の伝達 <br> 対面助言の実施後，機構において記録を作成し相談者に内容を確認していただいた上，相談者に送付します。 |
| 6．関西支部においてテレビ会議システムを用いた相談対面助言を希望する場合 <br> $R$ S 戦略相談の全ての区分の対面助言は，関西支部において テレビ会議システムを利用して相談を実施することができま す。この場合，別途，関西支部テレビ会議システムに係る利用申込み手続き及び利用料が必要です。申込方法は下記のとおり です。 | 6．関西支部においてテレビ会議システムを用いた相談対面助言を希望する場合 <br> R S 戦略相談の全ての区分の対面助言は，関西支部において テレビ会議システムを利用して相談を実施することができま す。この場合，別途，関西支部テレビ会議システムに係る利用申込み手続き及び利用料が必要です。申込方法は下記のとおり です。 |


| なお，再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談を複数旦 にわたって実施する場合であっても，利用申込み手続き及び利用料は利用ごとに必要となります。 |  |
| :---: | :---: |
| （1）日程調整 <br> 関西支部テレビ会議システムの利用を希望される方は，業務方法書実施細則の様式第 36 号（本通知の別添6）の表題部分 のらち，「レギュラトリーサイエンス戦略相談における関西支部テレビ会議システム利用申込書」を「レギュラトリーサイエ ンス戦略相談における関西支部テレビ会議システム利用日程調整依頼書」と書き換えた上で，必要事項を記入し，対面助言日程調整依頼書と併せてファクシミリ，郵送又は電子メールに より審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出して ください。なお，時間外に到着した申込書は，受付の対象外と しますので，ご了承ください。 | （1）日程調整 <br> 関西支部テレビ会議システムの利用を希望される方は，業務方法書実施細則の様式第 36 号（本通知の別添 6 ）の表題部分 のうち，「レギュラトリーサイエンス戦略相談における関西支部テレビ会議システム利用申込書」を「レギュラトリーサイエ ンス戦略相談における関西支部テレビ会議システム利用日程調整依頼書」と書き換えた上で，必要事項を記入し，対面助言日程調整依頼書と併せてファクシミリ，郵送又は電子メールに より審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出して ください。なお，時間外に到着した申込書は，受付の対象外と しますので，了承ください。 |
| （申込先） <br> 〒 100－0013 東京都千代田区霞が関3－3－2 新霞が関ビル <br> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審查マネジメント課 <br> 電話（ダイヤルイン）03－3506－9556 <br> メールアドレス yakujisenryaku＠pmda．go．jp $\text { ファクシミリ } 03-3506-9443$ <br> （受付時間） <br> 各相談の受付時間に準ずる。（「5．（2）対面助言の日程調整依頼」の項を参照） | （申込先） <br> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課 <br> 電話（ダイヤルイン）03－3506－9556 <br> メールアドレス yakujisenryaku＠pmda．go．jp $\text { ファクシミリ } 03-3506-9443$ <br> （受付時間） <br> 各相談の受付時間に準ずる。（「5．（2）対面助言の日程調整依頼」の項を参照） |
| （2）～（4）（略） | （2）～（4）（略） |


| （5）関西支部テレビ会議システムの利用を取りやめる場合 <br> 1 ）関西支部テレビ会議システム利用申込み後，対象相談の実施が書面による助言で終了した場合等，その利用を取りやめる場合には，独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等手数料収納事務実施細則（平成 16 年細則第 5 号。以下「手数料収納事務実施細則」という。）の様式第 31 号「審査等手数料誤納還付請求書」に必要事項を記入し，審査マネジメント部審査マ ネジメント課に提出してください。利用料の全額を還付しま す。 <br> 2）•3）（略） | （5）関西支部テレビ会議システムの利用を取りやめる場合 <br> 1 ）関西支部テレビ会議システム利用申込み後，対象相談の実施が書面による助言に変更になった場合等，その利用を取りや める場合には，独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等手数料収納事務実施細則（平成16年細則第5号。以下「手数料収納事務実施細則」という。）の様式第31号「審査等手数料誤納還付請求書」に必要事項を記入し，審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。利用料の全額を還付し ます。 <br> 2）•3）（略） |
| :---: | :---: |
| （6）（略） <br> 7．•8．（略） | （6）（略） <br> 7．•8．（略） |
| 別紙様式 1 •別添 1 ～別添 6 <br> （注意） 1 用紙の大きさは日本産業規格A 4 とすること。 | 別紙様式 1 •別添 1 ～別添 6 <br> （注意） 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。 |

